

サツラク農業協同組合と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 091003 号)

サツラク農業協同組合と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

サツラク農業協同組合は、会員各社に対し、各社がこれまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取り組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組むよう、その推進に努めます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう広報などの支援を積極的に行います。

平成 22 年 3 月 8 日

サツラク農業協同組合
代表理事組合長

札幌市
市 長

藤本 曙三

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- ①サツラク農業協同組合は、消費者の声を大切にし、安全・安心な乳製品の提供を基本としたサービス向上に努めます。
- ②職員一人一人の健康管理及び衛生意識の向上に努めます。
- ③問題発生時には、消費者の健康と安全を第一に考え、製造関連会社と連携し、迅速な対応と拡大防止に努めます。